

(理事会の会議録)

第33条 理事会の議事については会議録を作成する。

2 前項の会議録については第23条の規定を準用する。

(付則)

1. 第30条の規約を第33条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。